

悪天候等警報発表に伴う授業措置

- 1 「特別警報【レベル5】（大雨、河川氾濫、土砂災害のいずれか）」・「危険警報【レベル4】（大雨）」・「暴風(雪)警報」について

京都市（学校所在地）に、「特別警報【レベル5】（大雨、河川氾濫、土砂災害のいずれか）」、「危険警報【レベル4】（大雨）」、または「暴風(雪)警報」が発表されている場合は、次のとおりとする。

（状況）		（原則としての対応）
ア 午前7時までに解除されている場合	→	平常授業
イ 午前9時現在、解除されている場合	→	3限より授業
ウ 午前11時現在、解除されている場合	→	5限より授業
エ 午前11時現在、解除されていない場合	→	臨時休業

* 上記の時間に、HPやスタディサプリー等の学校からの連絡を確認すること。
状況を判断し、自宅待機や登校などの必要な連絡を行うことがある。

《参考 [気象庁 | 警報・注意報](#) **京都市** の気象情報》

https://www.jma.go.jp/bosai/warning/#area_type=class20s&area_code=2610000&timeline_efilter=all&timeline_lfilter=all



※気象庁 HP より

2 その他

- (1) 居住地域への特別警報【レベル5】・危険警報【レベル4】（どちらも大雨、河川氾濫、土砂災害のいずれか）発令や気象状況及び交通機関の運休等により、安全に登校できないと判断した場合は、学校に連絡の上、登校を控えること。この場合、出欠について配慮する。
- (2) 上記1の場合以外にも、気象状況や交通機関等の状況により自宅待機とする場合には、学校から連絡をする。

3 熱中症特別警戒アラートについて

京都府に、熱中症特別警戒アラートが発表された場合は原則として教育活動を中止する。
詳細は別紙「熱中症特別警戒アラート発表時の対応について」を参照すること。